

# うなぎ稚魚漁業許可についての意見交換会

---

---

うなぎ稚魚漁業の許可方針等について

令和7年8月21日（木）  
高知県人権啓発センター 6階ホール  
高知県漁業管理課

# 令和6年度漁期 うなぎ稚魚漁業の許可実績

○漁期：令和7年1月1日～3月31日

○許可数：

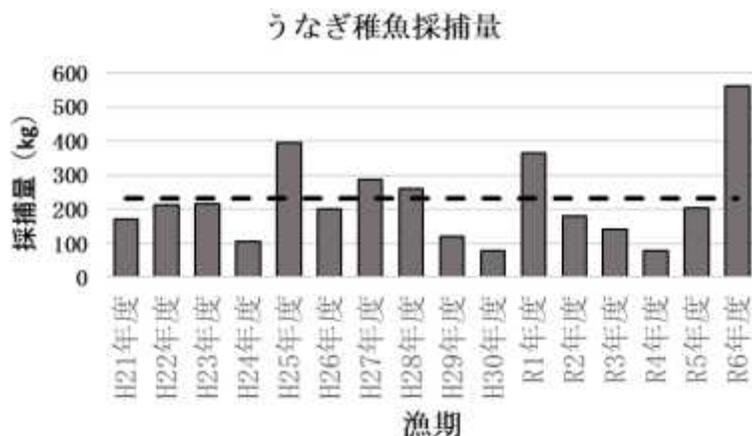
令和6年度	操業地区	許可件数	漁業従事者数
許可の上限	44	115	2441
<b>許可の実績</b>	<b>43</b>	<b>44</b>	<b>2416</b>

※43操業区域のうち、同一操業区域で複数許可があるのは1区域のみ、他42区域は単一許可

○採捕量：

	採捕量 (kg)
1月	234.437
2月	176.779
3月	152.03
合計	563.246
採捕量上限 (kg)	600.3

※令和6年度は過去5年間の採捕量平均（233.88kg）を大きく上回る豊漁



○令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定

○令和5年度漁期からうなぎ稚魚漁業が知事許可化

○厳罰化が施行された令和5年12月以降も依然として密漁、非正規流通の通報が多数寄せられ検挙事案も発生。以下が通報内容。

・漁業従事者でない者の採捕

・集出荷する者が別の操業区域、許可を受けた者の漁業従事者からの集荷

・漁期以外の採捕

○令和7年度12月からしらすうなぎに流通適性化法が適用

# うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

## 1 令和5年度の知事許可漁業への移行

- 令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定
- 特定水産動植物の採捕の禁止
  - \* 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）  
⇒違反者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）
  - \* 採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合
- 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行

## 2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給

・県から許可を受けようとする者 = 漁協など

### 高知県

県の許可告示数115  
(44地区)

・県は許可する者を決定

### ①許可の申請

(申請条件を満たした者が申請)

- ・県内に住所を有する個人又は法人
- ・操業区域の漁協の同意
- ・操業区域に隣接する内水面漁協の同意

### ②許可の発給

(区域ごとの許可すべき数に応じて許可)

- ・許可すべき数の上限を上回る申請があった場合は「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定
- ※更新が優先

### 許可を受けようとする者

※許可を受けようとする者が従事者を雇用等する場合及び集出荷を代行させる場合

### 漁業従事者(2,416名)

実際にシラスウナギを採捕する人

○漁業従事者を構えて漁業を営む

(許可を受けた者が選任)

○高知県に提出

- \* 漁業従事者名簿
- \* 暴力団排除に関する誓約書

### 集出荷する者 採捕したシラスウナギを集荷

○集出荷する者を代行させることができる

(許可を受けた者が認めた場合)

○高知県に提出

- \* 集出荷体制に関する届出書
- \* 集出荷者名簿
- \* 暴力団排除に関する誓約書

## 3 うなぎ稚魚業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売

### 県内外の養鰻業者

○許可を受けた者は県内外の養鰻業者に販売

○販売量と販売先は県に報告

シラスウナギ  
(販売)

立ち入り検査を実施  
※正しく報告しているか

高知県

報告

### 許可を受けようとする者

### 集出荷する者

○採捕量と集荷量は県に報告

採捕したシラスウナギを集荷

- 許可を受けた者が自ら行う場合
- 許可を受けた者が他者と代行契約を締結し、行う場合

⇒許可を受けた者が認めていない者(場所)に持っていくことは不可

シラスウナギ  
(集荷)

漁業従事者(2,416名)

シラスウナギ  
(採捕)



実際にシラスウナギを採捕する人

# 令和7年度以降のうなぎ稚魚漁業について

## ○令和7年度の許可の概要(案)

### ・変更しない内容

- 1 漁業時期：令和8年1月1日～3月31日（約90日）
- 2 操業区域数：44地区
- 3 許可数の上限：115件
- 4 採捕量上限：600.3kg（国全体の池入れ上限：21.7トン）

### ・変更内容（案）

- 1 漁業従事者数：2,441人→2,416人への変更
- 2 操業区域：区域の見直し
- 3 採捕報告：指定様式による報告に加え、電子サービス等による報告も可能

## ○令和8年度以降の変更内容（案）

- 1 漁業従事者数の増：取締上支障がなく、採捕実績がある区域に対しては漁業従事者の増を認める

# 主な変更点の詳細

## 1 漁業従事者数

前年度 → 令和7年度 (変更)

2,441人 → 2,416人

### ○変更理由

・適正な操業指導及び漁業管理の観点から各区域の従事者数の上限に対して申請がなかった従事者数を翌年度削減

・前年度の漁業従事者数を上限とする

□ はR6年度の従事者数が上限より少なかった区域  
※( )はR6年度の上限

※前年度に漁業従事者であった者が今年度改めて漁業従事者になろうとするときには、その者を優先して漁業従事者として認める

上限12人

申請  
漁業従事者

割り当て  
漁業従事者

申請者  
A

12

→ 12

(前年度12)

申請者  
B

5

→ 0

(新規)

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域1	野根	2	12
操業区域2	室戸	2	2
操業区域3	吉良川	2	5
操業区域4	奈半利	2	87 (90)
操業区域5	田野	3	50
操業区域6	安田	2	41
操業区域7	安芸	5	58
操業区域8	赤野	2	12
操業区域9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸1	2	83
操業区域20	浦戸2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎1	2	32
操業区域27	須崎2	2	25
操業区域28	須崎3	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	46 (50)
操業区域37	片島	2	32 (36)
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	0 (13)
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	9 (10)
計		115	2416

## 2 操業区域の見直し

### 前年度 → 令和7年度（変更）

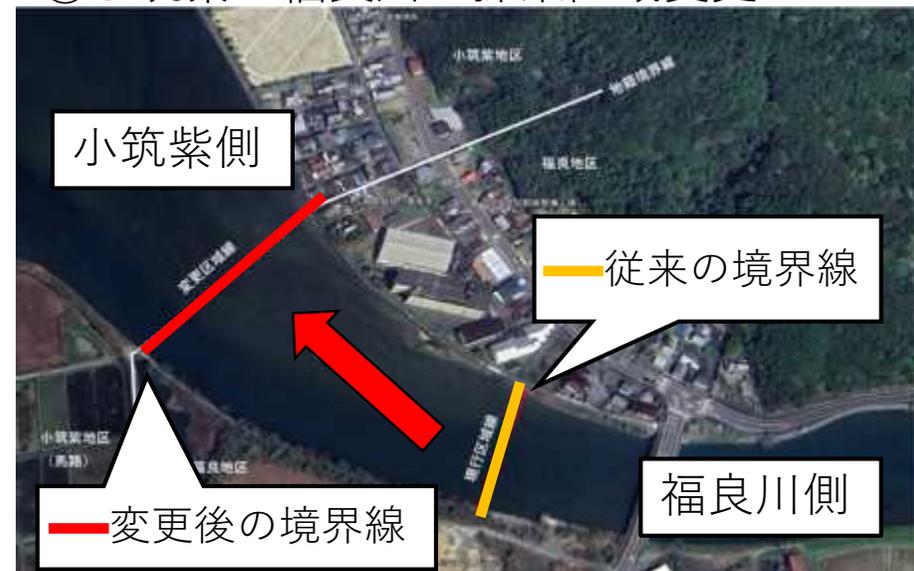
- ①小筑紫及び福良川の操業区域の変更
- ②仁淀川の操業区域の変更

### ○変更理由

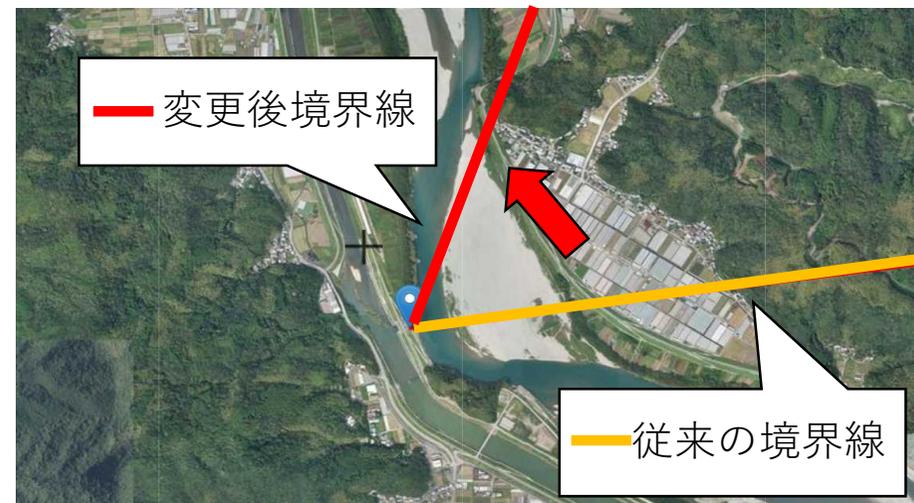
①福良川及び小筑紫の操業区域は隣接しており、福良川の河口部を境界に海側が小筑紫、上流側が福良川の操業区域となっている。福良川の漁業従事者は小筑紫との境界線付近に密集して採捕を行っており、操業に支障が出ている。一方で小筑紫側には漁業従事者がほとんどいないことから、福良川の操業区域を海側に拡大するとともに、小筑紫の操業区域を縮小。

②仁淀川の操業区域のうち、上流部の境界線はかつての漁業従事者の入川位置を基準に定められていたが、ダムの放水等によって入川位置が変化したために変更。

### ①小筑紫・福良川の操業区域変更



### ②仁淀川の操業区域変更





## 注意事項

- うなぎ稚魚の採捕をする意思のない者は漁業従事者に選任しないこと
- 許可を受けた者が漁業従事者・集出荷する者を構えて操業する場合は雇用契約を締結するなど関係を明確にすること
- 許可を受けた者がうなぎ稚魚の販売に携わっていない場合は許可を受ける者として不適切なので許可の申請をしないこと
  - ※許可を受ける者がうなぎ稚魚漁業（採捕、集荷、販売）を営む必要がある
- 漁業従事者が操業区域、操業の条件などを守り適正な操業を行うように、許可を受けた者は、漁業従事者に確認書の署名と契約の内容等の理解の徹底を図ること
  - ※漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用すること等
- 許可期間は1年なので、漁期（1月1日～3月31日）以外も許可を受けた者は、集出荷する者、漁業従事者の違反操業の防止、取締り等の協力など適切に指導すること

## 注意事項

- うなぎ稚魚漁業の許可は、許可区域において独占的に漁場の利用を許可しているものではないため、採捕の際には施設管理者の指示に従うことや一般の方を漁場から排除することはできないことを、漁業従事者に理解させること

※立ち入りの制限海域がある場合、それについては遵守すること（特に、浦戸湾、高知新港）

※大型船の入出港で危険な海域があるので、それについては注意、配慮をすること

※上記の公益上の支障がある場合などは区域から外すことも検討

- 操業区域が分かりにくい場合には、許可を受けた者は施設管理者の許可を受けて、目印（木柱又は灯り）等を設置し、操業区域外での操業をさせないこと

※設置する場合には、目印地点が間違いないかを確認

## 注意事項

- 占有の許可を受けずに堤防等で施設又は工作物を新設し、又は改築することは禁止されていることを漁業従事者に理解させること（例：アンカーの打ち込みなど）



※上記の行為は海岸法、河川法及び高知県海岸管理条例に違反（罰則の対象となるおそれ）

- ・海岸法及び河川法：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・高知県海岸管理条例：5万円以下の過料

※改善が見られない場合などは、うなぎ稚魚漁業の操業区域から外すことも検討

※図のような構造物が確認されている場所：

香西、甲殿川、新荘川、岸本川放水路、赤岡、奈半利港、室津港など

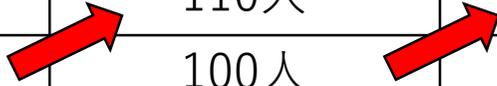
## 来年度（令和8年度）以降漁業従事者の増について（案）

### 前提

- ・ 漁業従事者数は区域ごとに上限を定め、その上限を基本に申請がなかった数を毎年減らしている。

### 例：

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
漁業従事者の上限	120人	110人	100人
漁業従事者の申請数	110人	100人	



- ・ 一方で区域によっては漁業従事者数を増やしてほしいという強い要望がある。

### 整理の方向性

- ・ 県全体の漁業従事者数を削減することを基本とし、漁業調整上支障がない等の一定条件のもと、条件に一致する区域の漁業従事者数の増を認める。
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3カ年の漁獲実績等を踏まえて、令和8年度（漁業時期：R9.1.1～）に要望のある区域の漁業従事者数の増を認める方向で検討する。

# 来年度（令和8年度）以降漁業従事者の増について（案）

## 条件

・以下の条件で漁業従事者数の増を認めるよう検討

- ①取締り、適正操業上支障のない区域
- ②採捕実績のある者が一定割合以上いる区域
- ③1人あたりの漁獲量が一定数以上の区域

※令和5年度から令和7年度の取締りの状況や採捕実績等を踏まえて検討するため、許可を受けた者は漁業従事者に対して適正な操業に努めるよう指導するとともに、特段の理由なく継続的に採捕実績のない者を漁業従事者にしないこと

## 従事者を増やす場合の考え方

- ・毎年、県全体の従事者数は減少（自然減）
- ・自然減以上に採捕実績のない等の従事者が削減された人数分を、従事者の増を希望する区域に割振

自然減の算出方法  
→R4～R7年度漁期における  
漁業従事者の減少数の平均

## 考え方の例 ↓

①前年度従事者数	②当年度従事者数	③対前年度減少数	③の内訳	
			④自然減分	⑤従事者増の上限
2,000人	1,950人	50人 (① - ②)	30人	20人 (③ - ④)

# 来年度（令和8年度）以降漁業従事者の増について（案）

## 配分の考え方

○条件満たしたAからEまでの5区域から要望があり、20人を配分する場合

1. 20人を5区域で割ると、1区域あたり4人
2. 希望人数が4人以下の区域C及びEには、希望人数を配分
3. 希望人数が4人を超える区域A、B、Dについては残る15人を等配分

操業区域	前年度の 従事者数 ①	従事者増の 希望人数 ②	配分人数 ③		④当年度の 従事者数 (①+③)
			②の希望人数が 4人以下	②の希望人数が 4人を超える	
A	4	7		5	9
B	6	8		5	11
C	15	3	3		18
D	26	9		5	31
E	8	2	2		10